

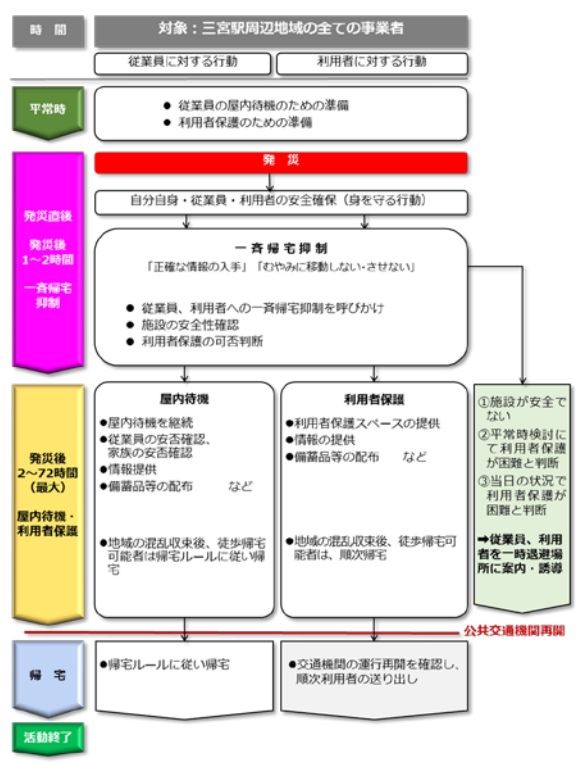
三宮駅周辺地域帰宅困難者対策計画<第三版> (案) 新旧対照表

頁	該当箇所	旧	新	理由
P4	<p>3. 帰宅困難者の安全の確保に関する基本的な方針</p> <p>(2) 帰宅困難者の基本的な動き</p>	<p>① 帰宅抑制・利用者保護の考え方</p> <p>三宮駅周辺地域の施設等の管理者は、「安全な場所からむやみに移動しない」という原則のもと、施設内にいる就業者や学生などに対して、その場に留まらせ、むやみに帰宅行動をとることがないように促すものとする。</p> <p>また、施設の利用者に対しては、施設内での待機や安全な場所への誘導など、積極的に保護するものとする。</p> <p>② 一時退避場所の考え方</p> <p>一時退避場所は、災害時に行き場のない人が、帰宅手段の確保（短時間で交通機関が復旧する場合）や一時滞在施設等における受入が開始されるまでの間に一時的に退避する場所として、安全確保計画で位置づけ、本計画の考え方に盛り込むものである。</p> <p>災害時には、地域の連携により、一時退避場所に関する情報提供（所在や安全な避難経路等）や誘導等の対応を行う。三宮駅周辺地域での一時退避場所は、安全確保計画で位置づけられる面積2,500㎡以上の公園・広場等（磯上公園、東遊園地等）及び幅員3m以上の歩道（救護活動・通行スペースとしての幅員2m以外の部分）とする（ただし、津波警報発令時等、津波の危険が考えられるときは、まずは津波避難への対応として、浜側への誘導はせず、山側への避難誘導を行う）。今後、更なる一時退避場所候補の検討を行っていく。</p> <p>また、一時退避場所では、一時滞在施設の開設状況や帰宅に関する情報の提供など、可能な範囲で帰宅困難者支援を行う。</p>	<p>① 一斉帰宅抑制、屋内待機・利用者保護の考え方</p> <p>三宮駅周辺地域の施設等の管理者は、「安全な場所からむやみに移動しない」という原則のもと、施設内にいる就業者や学生などに対して、その場に留まらせ、むやみに帰宅行動をとることがないように促すものとする。</p> <p>また、施設の利用者に対しては、施設内での待機や安全な場所への誘導など、積極的に保護するものとする。（一斉帰宅抑制、屋内待機・利用者保護の手順等は、「一斉帰宅抑制ガイドライン」に定める。）</p> <p>② 一時退避場所の考え方</p> <p>一時退避場所は、災害時に行き場のない人が、帰宅手段の確保（短時間で交通機関が復旧する場合）や一時滞在施設等における受入が開始されるまでの間に一時的に退避する場所として、安全確保計画で位置づけ、本計画の考え方に盛り込むものである。</p> <p>災害時には、地域の連携により、一時退避場所に関する情報提供（所在や安全な避難経路等）や誘導等の対応を行う。三宮駅周辺地域での一時退避場所は、安全確保計画で位置づけられる _____公園・広場等（磯上公園、東遊園地等）及び幅員3m以上の歩道（救護活動・通行スペースとしての幅員2m以外の部分）とする（ただし、津波警報発令時等、津波の危険が考えられるときは、まずは津波避難への対応として、浜側への誘導はせず、山側への避難誘導を行う）。今後、更なる一時退避場所候補の検討を行っていく。</p> <p>また、一時退避場所では、一時滞在施設の開設状況や帰宅に関する情報の提供など、可能な範囲で帰宅困難者支援を行う。</p>	<p>一斉帰宅抑制ガイドライン策定に伴う修正</p> <p>対象施設見直しに伴う修正</p>
P13	<p>6. 地域内での各関係者の連携について</p> <p>(2) 災害発生時の情報連絡体制</p>	<p>② 滞留者等への情報発信</p> <p>協議会で共有した情報は、情報を求める人が駅などへ集中することを防ぐため、街の中の大型ビジョンや電光掲示板、ホームページ、防災アプリ（<u>かもちんnavi</u>）等の様々な手段により、誘導活動に当たる協議会員や滞留者等に対する情報発信を行う。なお、不正確な情報による地域内での混乱防止のため、情報発信の際は信頼性や正確性に配慮する。</p>	<p>② 滞留者等への情報発信</p> <p>協議会で共有した情報は、情報を求める人が駅などへ集中することを防ぐため、街の中の大型ビジョンや電光掲示板、ホームページ、防災アプリ（「<u>KOBEそなえとう</u>」アプリ）等の様々な手段により、誘導活動に当たる協議会員や滞留者等に対する情報発信を行う。なお、不正確な情報による地域内での混乱防止のため、情報発信の際は信頼性や正確性に配慮する。</p>	<p>時点修正</p>

三宮駅周辺地域帰宅困難者対策計画<第三版>（案）新旧対照表

頁	該当箇所	旧	新	理由
		<p style="text-align: center;">図表 1 協議会における災害時の情報連絡体制及び滞留者等への情報発信</p> <p style="text-align: center;">[KOBEmachiの安全・安心アプリ“かもめんnavi”とは?] ～無料配信～</p>	<p style="text-align: center;">図表 1 協議会における災害時の情報連絡体制及び滞留者等への情報発信</p> <p style="text-align: center;">[防災スマートフォンアプリ“KOBEmachi”とは?] 主な機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難マップ（避難所等への徒歩ルート検索） ●ハザードマップ（オフラインでも使用可） ●緊急災害情報 （ひょうご防災ネットの情報をプッシュ通知で配信、道路情報などの確認） ●緊急MEMO ●帰宅困難者向け情報（大規模災害時のみ） ●イベント情報 KOBEmachi Today <p style="text-align: center;">（画面は開発中のものです。）</p>	

三宮駅周辺地域帰宅困難者対策計画<第三版> (案) 新旧対照表

頁	該当箇所	旧	新	理由
P16	<p>7. 一斉帰宅抑制について (1) 一斉帰宅抑制、屋内待機・利用者保護の考え方</p>	<p>【新設】</p>	<p>(1) 一斉帰宅抑制、屋内待機・利用者保護の考え方 三宮駅周辺地域の事業者に対し、一斉帰宅抑制、従業員の屋内待機、利用者保護に関する平常時の取り組み・発災時の取り組みについての検討内容等を次に示す(詳細は、一斉帰宅抑制ガイドライン参照)。</p> <p>図表 9 一斉帰宅抑制、屋内待機・利用者保護の流れ</p>  <pre> graph TD Title[対象：三宮駅周辺地域の全ての事業者] --> Normal[平常時] Normal --> Disaster[発災] Disaster --> Safety[自分自身・従業員・利用者の安全確保(身を守る行動)] Safety --> Restriction[一斉帰宅抑制 「正確な情報の入手」「むやみに移動しない・させない」] Restriction --> Waiting[屋内待機] Restriction --> Protection[利用者保護] Restriction --> SafetyCheck[①施設が安全でない ②平常時検討にて利用者保護が困難と判断 ③当日の状況で利用者保護が困難と判断] SafetyCheck --> Evacuation[→従業員、利用者を一斉退避場所に案内・誘導] Waiting --> Reopening[公共交通機関再開] Protection --> Reopening Reopening --> Home[帰宅] Home --> End[活動終了] </pre>	<p>一斉帰宅抑制ガイドライン策定に伴う新設</p>

三宮駅周辺地域帰宅困難者対策計画<第三版>（案）新旧対照表

頁	該当箇所	旧	新	理由
P21	用語の定義	<p>○ 一時退避場所 災害時に行き場のない人や、駅や施設の安全点検により一時的に施設外に出た人が、帰宅手段の確保（短時間で公共交通機関が復旧する場合）や一時滞在施設等における受入が開始されるまでの間に退避する場所（<u>緊急避難場所</u>等）</p>	<p>1. 平常時の取組み</p> <p>1-1. 従業員の屋内待機のための準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平常時からの施設の安全確保 ○ 従業員及び家族の安否確認 ○ 帰宅ルール ○ 屋内待機のための備蓄 ○ 情報入手手段と情報提供体制の準備 ○ 屋内待機への備え ○ 訓練等 <p>1-2. 利用者保護のための準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者保護のための事前検討 ○ 利用者保護のための備蓄 ○ 平常時からの施設の安全確保 <p>2. 発災時の取組み</p> <p>2-1. 発災直後の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一斉帰宅抑制 ○ 施設の安全性の確認 ○ 利用者保護の可否判断 <p>2-1. 屋内待機・利用者保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員の屋内待機 ○ 利用者保護 ○ 混乱収拾時の取組み <p><u>(2) 一斉帰宅抑制、屋内待機・利用者保護の対象者</u> <u>一斉帰宅抑制（屋内待機・利用者保護）の対象者は、三宮駅周辺地域の全ての従業員と発災時に地域内施設を利用していた利用者とする。</u> <u>対象者に対して一斉帰宅抑制、屋内待機・利用者保護の呼びかけや保護を実施する主体は、地域内の全事業者とする。</u> <u>事業者は、発災時に従業員、利用者に対して一斉帰宅抑制の呼びかけ等を必ず実施するものとし、以下のような場合を除き、屋内待機・利用者保護に努めるものとする。</u></p> <p>① 発災後の施設の安全点検等の結果、従業員、利用者が当該施設で安全に滞在できない場合 ② 利用者を安全に留める空間が施設内に確保できない場合 ③ 利用者を施設内に保護することが、当該事業者の事業継続性の確保や事業上の利害に与える影響が著しく大きいと判断する場合</p> <p><u>ただし、従業員に対しては①の場合を除き、屋内待機を実施することを基本とする。</u></p> <p>○ 一時退避場所 災害時に行き場のない人や、駅や施設の安全点検により一時的に施設外に出た人が、帰宅手段の確保（短時間で公共交通機関が復旧する場合）や一時滞在施設等における受入が開始されるまでの間に退避する場所（<u>公園や広場</u>等）</p>	表現の修正